

令和6年8月29日 14時00分  
姫路河川国道事務所

## 令和6年度河川愛護モニターを追加募集します！ ～加古川・揖保川を優しく見守ってください～

5月末を応募締切りとした令和6年度河川愛護モニター\*の募集では、多数の方にご応募いただきました。誠にありがとうございました。

このほど、加古川及び揖保川で若干名の河川愛護モニターを追加募集します。ご応募お待ちしております。

\*国土交通省では、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

●【活動内容】1) 日常の生活範囲内で加古川または揖保川と接し、その中で知り得た情報等を河川管理者(国土交通省)に伝えること。

2) 日常的に接する(または所属する)町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

●【活動範囲】加古川：加古川市、高砂市、小野市、加東市内の加古川左右岸のうち数kmの範囲

揖保川：姫路市、たつの市、宍粟市、太子町内の揖保川、中川、栗栖川、林田川左右岸のうち数kmの範囲

●【活動期間】令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

●【応募方法】応募要領(別添)をご確認いただいたうえで、応募用紙(姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入の上、メールにて送付下さい。

応募締切：令和6年9月18日(水曜日)

詳細は別紙及び下記ページをご確認ください。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/torikumi/river/about/aigo\\_monitor.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/torikumi/river/about/aigo_monitor.html)

<取扱い> -

<配布場所> 中播磨県民センター庁舎内記者室、西播磨県民庁舎内記者室  
北播磨県民局記者クラブ、加古川記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

■ 副所長 北垣 啓文 電話 079-282-8211(代表)  
■ 河川管理第一課 重村 直樹

- ① ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php> ①   
② X(旧 Twitter) [https://x.com/mlit\\_himeji](https://x.com/mlit_himeji) ② 



「話そうはりま」は、皆さんと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていこうという私たちの姿勢です

# 河川愛護モニターについて

国土交通省では、地域住民との連携や河川愛護思想の普及啓発を目的として、河川利用者の視点を河川管理に活かす「河川愛護モニター制度」を実施しています。

揖保川・加古川では、毎年河川愛護モニターとして活動していただく方を募集しています。令和5年度は7月から1年間の任期で各河川6名の方を河川愛護モニターに委嘱しました。

## 活動内容

- 日常生活で河川と接するなかで、気付かれたことなどを河川管理者へ報告
  - ・ゴミ等の不法投棄、施設等の異常を発見した場合
  - ・河川環境の変化、河川利用上の障害などを発見した場合 など
- 河川愛護思想の普及・啓発活動
  - ・地域における河川清掃活動等への参加
  - ・河川に関するイベント等への参加 など

河川愛護モニター通報書（9月分）						
番号	日付(曜日)	天候	箇所(地名等)	河川名	位置（距離標）	通報内容・気付いたこと等
					Km付近	
①	9日(土)	晴	せせらぎ公園	揖保川	右岸 Km付近	月1回の河川敷での昆虫採集イベント(写真左・中左)
②	14日(木)	晴	さつき大橋付近	揖保川	左岸 Km付近	河東小学校3年生の水生生物調査(写真中右)
③	17日(日)	晴	新宮リバーサイドパーク	揖保川	右岸 Km付近	車の中からの写真ですが少し草が高くなってきてました。(写真右)
④	25日(月)	晴	山崎町～宮町へ	揖保川	右岸 左岸 Km付近	車で移動しながら川沿いを走りました。何もない平穏な川でした。
⑤	30日(土)	晴	せせらぎ公園	揖保川	右岸 Km付近	平和な川でした。

(上記欄が不足の場合及び通報以外での連絡等があればこの欄に記載してください)



河川愛護モニターからの通報書（令和5年9月の例）

国土交通省 姫路河川国道...  
@mlit\_himeji

国土交通省 姫路河川国道...  
@mlit\_himeji

(加古川) #河川愛護モニター さんからの情報です。  
電化製品が不法投棄されていたと報告がありました。  
悲しいことに、不法投棄の報告が相次いでいます。  
こういった心ない行為がなくなると信じて発信を続けていきます。

不法投棄はやめましょう！！

#河川愛護モニター さんからの情報です。  
青い空と透き通った #揖保川 を見守る頬もしい姿が印象的な写真が届きました！  
ちょこんと座っている姿に癒やされます♪

\*撮影時は天気に恵まれていますが、雨のあとは増水の危険があるため、水辺には近づかないなどの安全対策をお願いします(^^)/



月1回の通報書のほか、事務所X（旧ツイッター）で発信するための情報も積極的に提供いただいています。

# 私たちが揖保川・加古川を見守ります！ ～河川愛護モニター委嘱式・説明会を開催～

(参考)  
過去の取組内容

一姫路河川国道事務所一

- 河川愛護モニター制度は、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資することを目的とした制度です。
- モニターさんは公募により選定され、7月から1年間の任期で、モニター活動を行います。
- 今回、揖保川3名、加古川3名(計6名)のモニターを委嘱し、モニター活動に先立ち、担当出張所ごとに委嘱式と説明会を開催しました。
- モニターさんからいただいた情報は事務所Xで発信していきます。

位置図



## 実施概要

- モニター数：揖保川3名、加古川3名(計6名)
- 実施日：令和6年7月2日、4日
- 場所：加古川分室(加古川)、余部出張所(揖保川)、龍野出張所(揖保川)
- 内容：モニター委嘱書交付、モニター制度説明、河川事業説明

## 委嘱式・説明会の様子



さっそく情報提供いただき、Xへ投稿しました！

国土交通省 姫路河川国道事務所  
@mlit\_himeji

(#揖保川) #河川愛護モニター さんからの情報です。

河川敷で見つけたカモの卵？の写真が届きました。  
6月中旬に見つけた10個の卵が、7月に入って見てみると殻となって孵っている様子だったとのこと。

元気に巣立って、水辺で泳いでいる元気な姿を見てくれるカモ…？



### 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel(079)282-8211(代)



- ① ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php>  
② X(旧Twitter) [https://x.com/mlit\\_himeji](https://x.com/mlit_himeji)



話そう  
はりま

「話そうはりま」は皆さんと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていくという私たちの姿勢です！

# ■ 令和6年度河川愛護モニター応募要領（加古川） ■

国土交通省では、加古川を優しく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

今、河川行政における地域との交流がますます重要となっています。

河川愛護モニターは、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川の適正な維持管理に資するための情報提供、さらに、河川愛護思想の普及啓発などの役割を果たすやりがいのある活動です。

河川愛護モニターから提供された情報、意見等については、今後の河川整備、河川利用又は河川環境等の河川事業全般に生かしていきたいと考えています。

## 1. 活動内容 · · · ·

河川愛護モニターの仕事は、

- 1) 日常の生活の範囲内で加古川と接し、その中で知り得た情報意見等を河川管理者（国土交通省）に伝えること。

例えば、

- ①ゴミ、産廃等の不法投棄、或いは河川利用等の情報提供
- ②流水の異常、魚の死等の通報
- ③動植物に関する情報提供
- ④河川管理施設の損傷、河川工事に関する意見情報等の提供

- 2) 日常的に接する（または所属する）町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

例えば、

- ①地域における河川清掃活動への参加
- ②河川に関するイベント等への参加

を主な活動内容とします。

したがって、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な任務や権限を有するものではなく、日常生活の範囲内で無理なくできるものとなっています。

## 2. 活動範囲 · · · ·

加古川市、高砂市、小野市、加東市内の加古川左右岸のうち数kmの範囲

※いずれも居住地を考慮して決定します。

## 3. 応募資格 · · · ·

活動範囲の近隣（おおむね加古川より2km以内）に居住し、川に接する機会が日常的に多く、また河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる満20歳以上で、電子メールを使用できる環境のある方。

#### **4. 委嘱方法と任期**

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和6年10月1日より令和7年3月31日です。

#### **5. 募集人員（予定）**

若干名

#### **6. 手当**

月額4,500円程度（予定）

支払に際しては、所得税の源泉徴収を行います。

その事務のために、マイナンバーの提示をお願い致しますので、あらかじめご承知ください。

#### **7. 選考方法**

- 1) 応募者多数の場合は、応募書類を参考に年齢、地域構成等を総合的に判断したうえで選考いたします。  
選考は河川愛護モニター選考委員会（姫路河川国道事務所）により実施いたします。
- 2) 所要人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任する場合があります。
- 3) 選考の結果、委嘱者には電話にて通知します。その他の方についてはメールにて通知します（9月下旬頃）。

#### **8. 応募方法**

応募用紙（姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入の上、メールにて下記応募先まで送付下さい。

応募締切は令和6年9月18日（水曜日）です。

令和6年度1回目の募集（令和6年5月31日締切）にご応募いただいた方については、応募の意向・名前をメールにて送付いただくことで応募用紙の作成を不要とすることができます。※応募用紙を新たに作成することを妨げるものではありません。

応募先メールアドレス：[kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp](mailto:kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp)

#### **9. その他**

令和6年度河川愛護モニターの委嘱状交付式及び説明会は、10月上旬に開催を予定しています。

#### **■問い合わせ先**

■国土交通省姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目250 ☎(079)282-8505



# ■ 令和6年度河川愛護モニター応募要領（揖保川）■

国土交通省では、揖保川を優しく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

今、河川行政における地域との交流がますます重要となっています。

河川愛護モニターは、沿川地域住民の方々と河川管理者の連携を深めるとともに、河川の適正な維持管理に資するための情報提供、さらに、河川愛護思想の普及啓発などの役割を果たすやりがいのある活動です。

河川愛護モニターから提供された情報、意見等については、今後の河川整備、河川利用又は河川環境等の河川事業全般に生かしていきたいと考えています。

## 1. 活動内容 · · · ·

河川愛護モニターの仕事は、

- 1) 日常の生活の範囲内で揖保川と接し、その中で知り得た情報意見等を河川管理者（国土交通省）に伝えること。

例えば、

- ①ゴミ、産廃等の不法投棄、或いは河川利用等の情報提供
- ②流水の異常、魚の死等の通報
- ③動植物に関する情報提供
- ④河川管理施設の損傷、河川工事に関する意見情報等の提供

- 2) 日常的に接する（または所属する）町内会、老人会、子供会または各種サークル団体等々を通じて地域の方々に対し、河川愛護や美化などについて普及啓発を行うこと。

例えば、

- ①地域における河川清掃活動への参加
- ②河川に関するイベント等への参加

を主な活動内容とします。

したがって、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な任務や権限を有するものではなく、日常生活の範囲内で無理なくできるものとなっています。

## 2. 活動範囲 · · · ·

姫路市、たつの市、宍粟市、太子町内の揖保川、中川、栗栖川、林田川左右岸のうち数kmの範囲

※いずれも居住地を考慮して決定します。

## 3. 応募資格 · · · ·

活動範囲の近隣（おおむね揖保川、中川、栗栖川、林田川より2km以内）に居住し、川に接する機会が日常的に多く、また河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる満20歳以上で、電子メールを使用できる環境のある方。

#### **4. 委嘱方法と任期 · · · · ·**

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。  
任期は、令和6年10月1日より令和7年3月31日です。

#### **5. 募集人員（予定） · · · · ·**

若干名

#### **6. 手 当 · · · · ·**

月額4,500円程度（予定）

支払に際しては、所得税の源泉徴収を行います。

その事務のために、マイナンバーの提示をお願い致しますので、あらかじめご承知ください。

#### **7. 選考方法 · · · · ·**

1) 応募者多数の場合は、応募書類を参考に年齢、地域構成等を総合的に判断したうえで選考いたします。

選考は河川愛護モニター選考委員会（姫路河川国道事務所）により実施いたします。

2) 所要人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任する場合があります。

3) 選考の結果、委嘱者には電話にて通知します。その他の方については郵便にて通知します（9月下旬頃）。

#### **8. 応募方法 · · · · ·**

応募用紙（姫路河川国道事務所ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入の上、メールにて下記応募先まで送付下さい。

応募締切は令和6年9月18日（水曜日）です。

令和6年度1回目の募集（令和6年5月31日締切）にご応募いただいた方については、応募の意向・名前をメールにて送付いただくことで応募用紙の作成を不要とすることができます。※応募用紙を新たに作成することを妨げるものではありません。

応募先メールアドレス：[kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp](mailto:kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp)

#### **9. その他 · · · · ·**

令和6年度河川愛護モニターの委嘱状交付式及び説明会は、10月上旬に開催を予定しています。

#### **■問い合わせ先**

■国土交通省姫路河川国道事務所 河川管理第一課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目250 ☎(079)282-8505

